

「いいとこ、掘りだくさん。」ロゴマーク等使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、福井県PRキャッチコピーおよびロゴマーク「いいとこ、掘りだくさん。」（以下、「ロゴマーク等」という。）の使用および管理に関し、必要な事項を定め、福井県のPRに寄与することを目的とする。

（ロゴマーク等に関する権利）

第2条 ロゴマーク等に関する著作権等一切の権利は、福井県（以下、「県」という。）に帰属する。

（使用の範囲）

第3条 ロゴマーク等は、県内外へ統一感のある効果的な情報発信を行うために使用する。

2 ロゴマーク等は、前項の目的の範囲内において使用することができる。

（使用の申請）

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ、「「いいとこ、掘りだくさん。」ロゴマーク等使用申請書」（様式第1号）を提出またはインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下「電子申請」という。）し、併せて、次の各号に掲げる書類等を福井県知事（以下、「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）企画書等、ロゴマーク等の使用内容がわかるもの

（2）ロゴマーク等の使用状況がわかる完成見本または写真等

2 前項において、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

（1）県および県の関連団体等が利用する場合

（2）学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用する場合

（3）報道機関が報道または広報の目的で使用する場合

（4）個人が利益を得ずに利用する場合（事業活動の一環として利用する場合、その他知事が必要と認める場合を除く）

（5）その他知事が特に申請を要しないと認めた場合

3 知事は、前項の申請内容が第1条に定める使用目的に合致するとき、使用を承認するものとする。

（使用料）

第5条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(使用の許可)

第6条 知事は、ロゴマーク等の使用の申請があったときは、その内容を審査し、
「「いいとこ、掘りだくさん。」ロゴマーク等使用許可書」(様式第2号)または
「「いいとこ、掘りだくさん。」ロゴマーク等不使用許可書」(様式第3号)により
通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 ロゴマーク等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等の使用に当たっては、別添「「いいとこ、掘りだくさん。」使用マニュアル」に定められた使用方法を遵守すること。
- (2) 県の品位を傷つけ、または傷つけるような方法で使用しないこと。
- (3) ロゴマーク等のイメージを損なうような方法で使用しないこと。
- (4) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。
- (5) 商品名、会社名等固有の名称の一部または全部にロゴマーク等を使用しないこと。
- (6) ロゴマーク等について、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。
- (7) ロゴマーク等の使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと。
- (8) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるような方法で使用しないこと。
- (9) 宗教的行事・活動および政治的活動等に使用しないこと。
- (10) 社会問題についての特定の主義または主張のために使用しないこと。
- (11) 福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものに益する方法で使用しないこと。
- (12) その他知事が使用について不相当と認める方法で使用しないこと。

(使用許可の変更)

第8条 使用者は、使用許可を受けた事項に追加又は変更が生じる場合は、事前に
「「いいとこ、掘りだくさん。」使用許可内容追加・変更申請書」(様式第4号)
と許可書および追加・変更の内容が分かる資料または見本等を県に提出し、改めて
変更後の許可書の交付を受けなければならない。

(使用の中止)

第9条 使用者は、ロゴマーク等を使用する必要がなくなった場合は、速やかに
「「いいとこ、掘りだくさん。」使用中止届」(様式第5号)を県に提出しなけれ

ばならない。

- 2 知事は、ロゴマーク等の使用が、この規程または申請内容に反していると認められる場合、使用者に対し、使用中止、改善、削除および使用物件の回収等の措置を要請することができる。
- 3 前2項において、使用中止、改善、削除および使用物件の回収等の措置を受けた使用者およびその関係者に損害が生じた場合であっても、県はその賠償の責を負わない。

(使用許可の取り消し)

第10条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) その他福井県のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2 前項の規定により使用の許可が取り消しになった者は、すみやかに使用の取り消しを行わなければならない。
- 3 知事は、使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用者の責任)

第11条 使用者がロゴマーク等の使用により県に損害を与えた場合、知事はその賠償を請求することができる。

- 2 ロゴマーク等の使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第12条 この規程による申請は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権限を付与するものではない。また、使用者または使用対象物等について県が推奨を行うものではない。

(権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、または再許諾することができない。

(調査等)

第14条 知事は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用状況について調査を行い、または使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(使用実績の報告)

第15条 知事は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用実績について、資料の提出または報告を求めることができる。

(補則)

第16条 この規程に定めるものの他、ロゴマーク等の使用および管理に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附則

1 この規程は、令和8年3月16日から施行する。